

作業手順指示書（委託⑤）

本作業手順指示書は、ごみ収集作業の手順を示したものであり、収集作業を行うに当たっては、本作業手順書及び京都市環境政策局が策定する「安全作業マニュアル（ごみ収集業務編）」に従って実施するものとする。

1 標準の収集作業計画

	月・火・木・金曜日	水曜日
稼働台数	2トンごみ収集車 5台	2トンごみ収集車 5台
作業回数	5回	4回

(作業内容)

	収集品目	搬入施設	収集品目	搬入施設
午前	燃やすごみ収集 (作業回数4回)	南部CC	缶・びん・ペット ボトル収集 (作業回数3回)	南部RC
午後	プラスチック製 容器包装収集 (作業回数1回)	西部圧縮	プラスチック製 容器包装収集 (作業回数1回)	西部圧縮

*表中の略称

南部CC : 南部クリーンセンター

南部RC : 南部資源リサイクルセンター

西部圧縮 : 西部圧縮梱包施設

- (1) 作業回数は、収集区域地図の1つの収集コースを巡回して収集し、収集したごみを本市の指定する搬入場所まで運搬し、搬出するまでの作業を1回とする。
- (2) 本市の指定する順番で各収集コースを収集すること。
- (3) 当日のごみ量により、規定する作業回数以上に収集する必要が生じた場合についても、作業回数を増やして全てのごみを収集すること。
- (4) 収集は午前8時より前に収集を行ってはならない（市民に対し、ごみを午前8時までには排出するよう広報しているため）。
- (5) 収集品目、収集曜日、作業回数ごとに概ね同じ時間帯に収集するよう努めること。
万一、収集時間が大幅に変動する恐れがある場合や大幅に変動した場合は、所管のまち美化事務所に報告すること。
- (6) プラスチック製容器包装の収集作業前には、収集車両の荷箱・ホッパー内の洗浄を行い、荷箱及び汚水タンク内の汚水を完全に流しきること。洗浄は、基本的に配車事務所で行うものとする。ただし、本市が指示する場合、クリーンセンター構内の本市が指示する洗車場で行うものとし、洗浄後は洗浄場所を清掃、洗浄すること。
- (7) 作業手順や収集区域の詳細事項については、所管のまち美化事務所が策定する。また、委託開始後において、収集作業計画、収集区域地図の変更・追加をすることがある。
なお、委託開始後において作業手順等を変更する場合は、必ず事前に所管のまち美化事務所と受託者が協議のうえ、変更するものとする。
- (8) 給油は、各クリーンセンター及び西部圧縮梱包施設構内の給油所にて本市が貸与する給油カードにより行う。
なお、給油可能時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。

2 作業上の指示事項

- (1) 搬入施設では、トラックスケールで計量を行うこと（搬入する前後の2回）。また、計量を行う際には、必ず搬入するごみの品目に応じたIDタグ（本市から付与）を収集車両に装着すること。
- (2) 搬入施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に注意し、誘導員がいる場合はその者の指示に従うこと。
- (3) 搬入施設へ搬入する際、搬入物検査を実施する場合があるが、その際は、検査員の指示に従うこと。
- (4) 定められた収集曜日の収集場所において、燃やすごみ等が排出されていたにもかかわらず、これが未収集であるという通報があった場合（収集後に排出された事実関係が確認できない場合も含む。）には、まち美化事務所の指示により直ちに燃やすごみ等を収集すること。
- (5) 収集場所では、排出されている燃やすごみ等を完全に収集し、収集後は収集場所周囲を箒・ちり取りで清掃し、カラスネットを折りたたむ等して片付け、清潔にすること。
- (6) 収集場所に、本市が指定する指定袋以外での排出や分別排出が徹底していない燃や

すごみ等の不適正排出物が排出されていた場合は、＜別紙1（燃やすごみの場合）又は別紙2（燃やすごみ以外の場合）＞の啓発シールに啓発内容等を記入のうえ、該当不適正排出物に貼付するとともに、不適正排出物の排出場所・数量を＜別紙3＞により報告すること。また、不法投棄ごみ等が出されていた場合には、速やかにまち美化事務所に連絡をすること。

(7) 不適正排出物が当該品目の翌収集日まで放置されている場合は、収集品目ごとに次のとおり対応すること。

ア 燃やすごみ

燃やすごみの翌収集日に回収する。

イ 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装

- ・正しく分別されているが、ごみ袋が指定袋以外の場合
当該品目の翌収集日に回収する。
- ・正しく分別されていない場合
当該品目の翌収集日以降の燃やすごみ収集時に回収する。

ウ その他

住民要望等により、本市から収集の指示があった場合は、直ちに対応すること。

(8) 違法駐車車両等で収集に支障が生じた場合には、直ちにまち美化事務所に連絡し、収集可能になった後、直ちに収集を行うこと。

(9) 本市が指示する時間内に作業が終了しないと見込まれる場合には、直ちにまち美化事務所に連絡すること。

(10) 業務従事者は、作業中は常に本市に届け出た統一した作業着・名札等を着用すること。

(11) 受託業務に用いるごみ収集車は、本市の業務以外の他の業務には使用しないこと。

(12) 収集運搬作業中は、収集車両の後部及び側面に乗車しないこと。

(13) 年末年始期間等に広報啓発を実施する場合、収集作業中に本市が貸与する広報テープを流すこと。

(14) 安全確保のため、収集作業員1名での積込作業は行わないこと。

(15) 収集作業中に、運転手が車両から離れる場合は、サイドブレーキをかけた上で、事前に収集作業員が車止めを設置するなど車両が動かないよう措置を講じること。

3 作業報告

(1) 作業当日の業務実施状況について所定の不適正排出報告書＜別紙3＞及び収集作業報告書＜別紙4＞に記載し、ファクシミリ等により当日中にまち美化事務所に送付すること。

(2) 当月分の業務実施状況を所定の報告書＜別紙5＞、セルフチェックリスト＜別紙6＞、並びに安全運転取組報告書＜別紙7＞に記載し、翌月の5日までに、まち美化推進課に提出すること。

(3) 各報告書の確認の結果として記載事項の訂正を求められた場合には、遅滞なく訂正を行うこと。

(4) 各報告書は、受託業務完了の日の年度末から1年間保管しなければならない。

～京都市からのお願い～
このごみは収集できません

This garbage could not be collected

此垃圾不能回收

이 쓰레기는 수거할수 없습니다



条例により次のものは
分別を義務化しています。
正しい排出をお願いします。



定期収集している資源物	リサイクルできる紙類	大型ごみ
<ul style="list-style-type: none">・缶・びん・ペットボトル・プラスチック製の「容器」と「包装」・小型金属類・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none">・新聞、ダンボール・チラシ、雑誌などの雑がみ・紙パック	<ul style="list-style-type: none">・家具類等・電化製品等

分別ルール違反が繰り返されると、条例に基づき必要な調査、指導を行う場合があります。

環境政策局

電話

●●まち美化事務所

000-0000

不適正排出報告書

平成 年 月 日 ()

コース

不適正排出場所	啓発シール 貼付枚数			備考
	燃やすごみ	資源ごみ	プラ	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合計				

作業報告書 (庸車 ・ 委託)

会社名		車種 車番		配車先	()まら美化事務所
-----	--	----------	--	-----	------------

平成 年 月 日 ()		運転手		班長		班員			
回数	ごみ種	収集開始時刻	作業時間 (分)	搬入先 (○をす)		搬入先 到着時刻	入口(kg)	収集 ごみ量 (t)	収集場所
		収集終了時刻					出口(kg)		
1		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
2		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
3		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
4		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
5		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
6		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
7		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
8		時 分		南部 東北部 北部	西部圧縮 横大路 北積 山積				
		時 分							
合計									
午前出庫時間 (会社出庫時間)		時 分				午前入庫時間 (会社入庫時間)		時 分	
午後出庫時間 (会社出庫時間)		時 分				午後入庫時間 (会社入庫時間)		時 分	
昼休憩時間		時 分 ~ 時 分				休憩場所			
						走行距離		km	

<別紙6>

セルフチェックリスト

平成 年 月分

(会社名)

*点検欄に「3.できている 2.おおむねできている 1.ほとんどできていない 0.できていない」のいずれかの数字を記入してください。

実施・点検項目

(基本項目)	点検欄	できなかった理由
(1)定められた順番に収集しています。		
(2)収集時間帯は、おおむね一定しています。(各収集箇所、毎回、おおむね同じ時間帯に収集作業ができています。)		
(3)おおむね同じ時間帯にクリーンセンターへ搬入しています。		
(4)作業中、他の車両や歩行者の通行の妨げにならないよう、周囲への安全配慮を行っています。		
(5)収集漏れのないよう、当日中に収集しています。		
(6)作業中、周囲にごみが飛び散らないよう注意しています。		
(7)ごみなどが散乱した際には、きれいに片付けています。		
(8)からす・猫などが原因で、ごみが散乱していたときは、きれいに片付けています。		
(9)運転手が安全に運転できるよう、降車して誘導しています。		
(10)収集作業に出るときは、啓発シールの貼付場所を記録する地図を携帯しています。		
(11)排出されている袋の中に不適正物がないか確認しています。		
(12)指定袋以外で排出されたごみについては、啓発シールを貼り付けて取り残していません。		
(13)分別が不十分のまま排出されたごみについては、啓発シールを貼り付けて取り残していません。		
(14)大型ごみなどの分別収集対象外のものが排出されていた場合は、啓発シールを貼り付けて取り残していません。		
(15)後続車などが原因で収集時に啓発シールが貼れなかった場合、作業終了後に報告しています。		
(16)からすネットは、歩行者や自転車の通行の妨げにならないよう、片付けています。		
(17)収集時に見落としやすい場所があった場合には、常に報告しています。		
(18)収集漏れの連絡があった際には、迅速な回収対応をしています。		
(19)収集漏れがあった場合、収集地図を分かりやすく改善するなど、再発防止に努めています。		
(20)市民からの苦情等があった場合には、原因を究明し、改善に向けて職員指導しています。		
(服装)	点検欄	できなかった理由
(21)定められた作業服・名札を着用しており、身だしなみも整っております。		
(安全運転)	点検欄	できなかった理由
(22)法定速度を守っています。(法定速度が時速50キロ以上の道路を通行する場合でも、時速50キロ未満で走行しています。)		
(23)交通法規を守っています。		
(24)無理な追越し、割込み、車線変更などをせず、安全運転をしています。		
(25)抜け道をせず、幹線道路を走行し、安全走行に努めています。		
(26)車線変更時や合流時などには、手合図を先行しています。		
(27)収集員が安全に作業できるよう、ゆとりを持った運転をしています。		
(市民対応)	点検欄	できなかった理由
(28)収集時に市民と顔をあわせるときは、あいさつなどの声かけを行っています。		
(総評)		

